平成３０年（フ）第７９８号
東京都江戸川区東葛西５丁目18―６　第６パナハイツ吉野101
債務者　竹内　弘美（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９９号
東京都目黒区原町１丁目33―７　関谷方202
債務者　徳田　修弘
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８０６号
東京都大田区仲六郷１丁目42―７　米岡方
債務者　坂内　洋一
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８０７号
東京都墨田区向島３丁目２―１―806
債務者　堂下　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０１号
静岡県焼津市小川新町１丁目14番２号
債務者　鈴木　勝代
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２４号
静岡県島田市南原260番地の１　サウスフィールド　406号室
債務者　木藤　幸治
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５０号
静岡県島田市ばらの丘２丁目22番地の10、旧住所静岡県島田市稲荷３丁目６番５の１号
債務者　松倉　　礼
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４７号
静岡市駿河区下川原２丁目10番301号
債務者　山田　博史
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４７０号
東京都東大和市南街５丁目87番地の15エスポワール202号室
債務者　関田　里美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３７号
横浜市磯子区森２―10―11　ＹＢＣホーム森９号室、住民票上の住所横浜市磯子区森２丁目10番11号　ＹＢＣホーム森７号
債務者　尾崎　　光
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７４号
横浜市磯子区広地町２番７号
債務者　安井　治美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７８号
神奈川県綾瀬市落合南４丁目19番39号　あけぼのハイツ202
債務者　谷池　妙子（旧姓比留川）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
大分県国東市国見町竹田津3567番地１
債務者　佐藤　功樹
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４７８号
東京都国立市北３丁目35番の１　１―323
債務者　光山佳延こと　盧　　羽鉉
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５０３号
東京都八王子市下恩方町572番地３ヴィラサンタフェＡ棟202号
債務者　深沢　里美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部